**申告締切迫る!!**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年１月8日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）石川県鉄工機電協会

**2021年度固定資産税・都市計画税の減免**

～国の新型コロナウイルス感染症に伴う支援策(R2.5.1発表)～

新型コロナウィルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者（資本金1億円以下）・

小規模事業者の2021年度の固定資産税及び都市計画税の軽減措置の申告締切日が間近となり

ました。

会報「てっこうきでん」（2020年10月号）でご案内済みですが、締切りが近づいてきま

したので、再度ご案内いたします。

概要

|  |  |
| --- | --- |
| 減免対象 | ※いずれも市町税・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額又は評価額の1.4％）・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3％）（土地、居宅用家屋は対象外です。） |

|  |  |
| --- | --- |
| 2020年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の対前年度同期比減少率 | 減免率 |
| ５０%以上減少 | 全額 |
| ３０％以上５０％未満 | 2分の１ |

詳細、最新情報は中小企業庁ホームページ：

（<https://www.chusho.meti.go.jp>）「財務サポート▶税制」でご確認下さい。

申請期限　　　　**2021年1月31日（日）**

**（曜日の関係で2月1日にしている市町がありますので、各市町ホームページでご確認ください。）**

申告の流れのイメージ

１． 市町のホームページで申告書を入手し、記入。

２． 認定経営革新等支援機関等（税理士、金融機関等）で申告書の確認を依頼。

３． 市町に申告書及び添付資料を提出。　**※詳細は市町ホームページでご確認ください。**

相談ダイヤル　中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口　**TEL：0570-077-322**

　　　　　　　　各市町税務担当課

担当：経営支援室

　前河原・山崎

TEL：076-268-0121